

調達管理番号：20a01108

国名：セネガル

担当部署：経済開発部農業・農村開発第二グループ第五チーム

案件名：セネガル国セネガル南東部における天水及び灌漑稲作持続開発プロジェクト基本計画策定調査（評価分析）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：評価分析
- (2) 格付：3号
- (3) 業務の種類：調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2021年3月中旬から2021年5月中旬
- (2) 業務 M/M：現地 0.70M/M、国内 0.50M/M、合計 1.20M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
5日	21日	5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：2月17日（水）（12時まで）
- (4) 提出方法：電子データのみ
 - 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)

◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。

業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き（PDF/352KB）

https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2020.pdf

なお、JICA 本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

◇ 評価結果の通知：2021年3月2日（火）までに個別通知提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ① 業務実施の基本方針 16点
 - ② 業務実施上のバックアップ体制 4点
- (2) 業務従事者の経験能力等：
 - ① 類似業務の経験 40点
 - ② 対象国又は同類似地域での業務経験 8点
 - ③ 語学力 16点
 - ④ その他学位、資格等 16点

(計 100 点)

類似業務	各種評価調査
対象国／類似地域	セネガル／全途上国
語学の種類	英語（仏語ができれば望ましい）※

※英語・仏語の両方の資格を有する場合、両方の証明書を提出すること。

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：本調査を受注した法人及び個人（補強所属元企業含む）は、当該技術協力プロジェクト等事業本体への応募・参加を認めません。
- (2) 必要予防接種：黄熱病。黄熱病予防接種は当国の入国条件になっていますので、事前に接種をしてイエローカードを持参して入国してください。

6. 業務の背景

セネガルにおける農業セクターは、GDPの約15%（世銀、2019）を占め、全労働者のうち約29%が従事する（世銀、2020年）、重要な産業の一つである。特に同国の主食の一つであるコメの増産は農業セクターにおいて重要な課題となっている。セネガルは西アフリカ地域の中でも有数のコメ消費国であるが、国産米の供給量は国内需要量の伸びに追いついていない。そのため、セネガルは現在もコメの供給を輸入に頼っており、国内の年間コメ生産量が770,872トン（2019年、FAO）であるのに対し、年間コメ輸入量は892,088トン（2019年、FAO）に上っている。このような輸入偏重は国際収支の不安定化という経済面だけでなく、同国の食料安全保障にも影響を与えており、2008年の世界食料価格危機の際には、輸入米価格の高騰からデモ等が発生し、政治不安に発展した。以上のことから、セネガルの稲作振興及びコメ自給の達成は、経済及び食料安全保障の観点から重要な課題となっている。

セネガル国家開発計画である「セネガル新興計画(PSE)」(2014-2035年)は、2035年までに新興国入りすることを目標に、「経済構造の変革、成長」、「人的資本、社会保障、持続的発展」、「ガバナンス、制度、平和、安全」という3つの成長の柱を設定している。このうち、農業セクターは「経済構造の変革、成長」の動力として位置づけられており、特にコメの自給達成は重要課題とされている。更にセネガル政府は、「国家コメ開発戦略(NRDS)」(2008-2018年)の中で、同国稲作振興のためにも、従来灌漑稲作が盛んであった同国北部セネガル川流域地域だけでなく、天水稲作が盛んである南東部地域(ジガンシヨール州、セジュー州、コルダ州、タンバクンダ州、ケドゥグ州、ファティック州、カオラック州)においてもコメ生産量増加が必要であると述べている。

セネガル南東部地域での天水及び灌漑稲作への支援は、上記の課題に対応するためにも不可欠であり、セネガルにおける開発方針に合致することから、セネガル政府は、「セネガル南東部における天水及び灌漑稲作持続開発プロジェクト」(以下、本プロジェクトという)を我が国に対し要請した。

JICAはこれを受けて、基本計画策定調査を実施することを決定、同調査では、協力の計画の枠組み及び実施体制等を整理した上で、プロジェクトの内容を確認・協議し、プロジェクトに関わる合意文書の署名・交換を行う。なお、本プロジェクトは二段階方式で実施予定であり、詳細な活動計画等は事業開始後の第一段階の調査にて合意する。

7. 業務の内容

本業務従事者は、プロジェクトの協力についてプロジェクト目標、成果、想定される活動等の協力の枠組みを策定するために、必要なデータ、情報を収集、整理し、分析する。なお、JICA事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

- (1) 国内準備期間(2021年3月中旬~3月下旬)
 - ① 要請背景・内容を把握する。
 - ② 既存の文献、報告書、先行調査結果等の収集・分析・内容把握を行う。また、JICA及び他ドナーによる類似案件の成果、課題、教訓を把握する。
 - ③ セネガル側関係機関(C/P機関、他ドナー、農家等)に対する事前質問票(案)(英文)と収集すべき資料リスト(案)(英文)を作成する。
 - ④ 評価5項目(妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性)の観点から、プロジェクトのPDM(Project Design Matrix)素案(和文、英文)及びPO(Plan of Operation)素案(和文・英文)を検討する。その他現

地協議用資料等の作成に協力する。

- ⑤ 調査団内の事前・現地打合せや対処方針会議等に参加する。

(2) 現地業務期間（2021年3月下旬～4月上旬）

- ① JICA セネガル事務所等との打合せに参加する。
- ② 他団員と協力し、事前に相手国関係機関等へ配布した事前質問票の回収・分析、相手国関係機関等との協議・ヒアリング及び現地調査に参加し、担当分野に関わる協力計画策定を行うために必要な情報・資料の収集、整理、分析を行う。具体的な情報収集内容は以下のとおり。なお、調査項目は JICA 側と相談のうえ他分野の団員と役割分担し、重複しないよう適宜調整すること。また、農家等への調査をする際は、世帯主のみならず、必ず男女双方からニーズ・課題を確認する等、ジェンダー配慮すること。なお、稲作分野の情報収集や分析は他団員が担う予定であるが、本業務従事者は他団員からの稲作分野に関する情報も参考に調査を進めることとする。
 - ア) 要請背景・要請内容及び要請後の政策変化
 - イ) セネガル農業政策と本プロジェクトの位置づけ
 - ウ) 農業・農村施設省、対象地域の組織体制、要員数・定着率（異動率）、予算、所掌業務、（主に関連政府機関の）役割分担の現状及び今後の変更可能性
 - エ) 中央政府及び対象州における農業関係予算状況、年度予算の申請・承認・配布プロセス
 - オ) 関連分野における他ドナーの援助動向及び本プロジェクトとの連携可能性
 - カ) 本プロジェクト実施に係る日本側負担事項と先方負担事項
 - キ) PDM（案）及び PO（案）を作成するにあたり必要となる本案件に関する成果指標の所在、ターゲット層に関する各種基礎データ
 - ク) プロジェクト実施にあたり、リスクとなる事象に関連する情報
 - ケ) 支援対象地域の社会や家庭内における男女の労働や力関係の現状、ジェンダーに関連する社会規範・慣習、男女で異なるニーズや課題等
- ③ 他団員と協力し、各面談の議事録を作成する。
- ④ 調査・協議結果に基づき、本プロジェクトの全体構想（本プロジェクトの協力期間、実施体制、機材供与等 R/D 記載事項）を、JICA と相談の上、他分野の団員とともに検討する。

- ⑤ 調査・協議結果及び相手国関係機関等のコメントを踏まえたうえで、JICAによるPDM・PO（案）（和文・英文）、及びM/M（案）（英文）とR/D（案）（英文）の作成に協力する。特に、PDM（案）の成果指標の設定について、主担当としての検討及び取りまとめを行う。
- ⑥ 実施機関に対するR/D（案）を含むM/M（案）の説明に参加し、必要に応じて内容の説明、補足を行う。
- ⑦ JICAセネガル事務所等へ担当分野に係る現地調査結果を報告する。

(3) 帰国後整理期間（2021年4月中旬～5月中旬）

- ① 帰国報告会に出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ② 担当分野及び他分野の団員の担当部分を取り纏め、基本計画策定調査報告書（案）（和文）を作成する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。2021年5月14日までに電子データをもって提出すること。

- (1) 基本計画策定調査報告書（案）（和文）

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下URLの「業務実施契約（単独型）に係る見積書について」を参照願います。

https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/estimate_2020.pdf

留意点は以下のとおりです。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。航空経路は、東京⇒ドバイ⇒ダカール（エミレーツ航空）、または、東京⇒パリ⇒ダカール（エールフランス航空）を標準とします。
- (2) 資料等翻訳費
仏語資料を翻訳する場合の翻訳費は契約に含みます。以下に示す定額を見積書に計上して下さい。
一般業務費 資料等翻訳費：500千円

10. 特記事項

- (1) 業務日程／執務環境

- ① 現地業務日程

現地業務期間は2021年3月21日～4月10日を予定しています。

本業務従事者は、JICA の調査団員に 1 週間先行して現地調査の開始を予定しています。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括 (JICA)
- イ) 稲作振興 (JICA)
- ウ) 協力企画 (JICA)
- エ) 評価分析 (本コンサルタント)

③ 便宜供与内容

JICA セネガル事務所による便宜供与事項は以下を予定しています。

- ア) 空港送迎：あり
- イ) 宿舎手配：あり
- ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供 (JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。)
- エ) 通訳備上：英語⇄仏語の通訳を提供
- オ) 現地日程のアレンジ：JICA が必要に応じアレンジします。なお、JICA 職員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。
- カ) 執務スペースの提供：JICA セネガル事務所での作業は可能です。

(2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料を JICA 経済開発部農業・農村開発第二グループ第五チーム (TEL:03-5226-3396、edga2@jica.go.jp) にて配布します。

・要請書

- ② 本契約に関する以下の資料を当機構調達・派遣業務部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」

イ) 提供依頼メール

・タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」

・本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受領した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速や

かに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA セネガル事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
- ⑤ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。

以上